

議員提出議案第 1 号

瑞穂町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

提出者	瑞穂町議会議員	古	宮	郁	夫
賛成者	〃	森			亘
〃	〃	下	野	義	子
〃	〃	榎	本	義	輝
〃	〃	原		隆	夫
〃	〃	下	澤	章	夫
〃	〃	香	取	幸	子
〃	〃	大	和	雅	彦
〃	〃	井	上	一	也
〃	〃	高	橋	洋	子
〃	〃	浜	崎		崇

（提案理由）

瑞穂町議会は議員定数に関し、欠員の状態が 6 年目になるが、議会運営の創意工夫を重ねることで議会機能を維持し継続してきた。あわせて、社会経済情勢の動向や町を取り巻く社会の変化及び今般の議会運営委員会の議員定数に関する答申を踏まえ、議員定数を見直すため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会基本条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会基本条例（令和２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２６条第１項中「１６人」を「１５人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

瑞穂町議会基本条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 前文 略 第1章から第7章 略 第8章 議員定数、報酬等 (議員定数) 第26条 法第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、<u>15人</u>とします。 2及び3 略 第27条 略 第9章 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、次の一般選挙から施行する。</u>	目次 略 前文 略 第1章から第7章 略 第8章 議員定数、報酬等 (議員定数) 第26条 法第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、<u>16人</u>とします。 2及び3 略 第27条 略 第9章 略